

MA2013-6

船 舶 事 故 調 査 報 告 書

平成25年6月28日



(東京事案)

- 1 プレジャーボートMIHOⅦ転覆

(地方事務所事案)

函館事務所

- 2 漁船宝盛丸乗組員死亡
- 3 漁船第38慶栄丸火災

仙台事務所

- 4 プレジャーモーターボート愛乃風転覆
- 5 漁船海宝丸転覆
- 6 貨物船昭利丸漁船第十一善栄丸衝突
- 7 貨物船第二十一三晃丸押船第二十八河津丸クレーン台船第十河市号衝突

横浜事務所

- 8 漁船第二恵久丸漁船第二恵久丸三号艇転覆
- 9 漁船三和丸乗組員死亡
- 10 貨物船GOLD MENAM 貨物船海運丸衝突
- 11 液体化学薬品ばら積船隆政丸衝突 (防波堤)
- 12 液体化学薬品ばら積船第二丸岡丸乗組員負傷
- 13 漁船第三十七開洋丸乗揚
- 14 漁船第八富丸火災

神戸事務所

- 15 プレジャーボートさくら定置網損傷
- 16 旅客船ほたる乗組員死亡
- 17 漁船海洋丸火災
- 18 漁船住吉丸乗組員死亡
- 19 モーターボートとんこ火災
- 20 液体化学薬品ばら積船陽裕丸漁船海王丸衝突
- 21 モーターボートYamatoⅡウェイクボーダー死亡

広島事務所

- 22 旅客船まりんなつ1号火災
- 23 漁船寿美丸乗組員死亡
- 24 押船第二十一こがね丸バージこがね火災
- 25 漁船第五十一住宝丸漁船拓漁丸衝突
- 26 貨物船OUTSAILING 8 衝突 (岸壁)

門司事務所

- 27 遊漁船天神丸乗揚

- 28 巡視艇こちかぜ乗揚
- 29 漁船第一明真丸火災
- 30 貨物船 ZHE ZHOU 208 乗揚
- 31 漁船第三十一明生丸火災
- 32 漁船第二泰盛丸爆発
- 33 貨物船 YU JIN 漁船金比羅丸衝突
- 34 プレジャーボートラ・ガルサⅡ乗揚
- 35 プレジャーボート愛洋転覆
- 36 引船第三十一明神丸台船DY-36衝突(灯浮標)
- 37 漁船幸栄丸乗揚
- 38 プレジャーモーターボートLily水上オートバイLEYTON2号衝突
- 39 漁船11宝漁丸乗揚
- 40 プレジャーボートSF-730転覆

長崎事務所

- 41 遊漁船優美丸遊漁船第三新栄丸衝突
- 42 漁船神勢丸乗揚
- 43 漁船啓將丸乗揚
- 44 モーターボート泰山丸乗揚

本報告書の調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇 弘

《参 考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「3 分 析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

25 漁船第五十一住宝丸漁船拓漁丸衝突

船舶事故調査報告書

平成25年5月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 庄 司 邦 昭
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年12月19日 14時55分ごろ
発生場所	愛媛県八幡浜市 ^{やわたはま} 諏訪埼南方沖 八幡浜市所在のゼク岩灯標から真方位183° 1,400m付近 （概位 北緯33° 25.8′ 東経132° 22.9′）
事故調査の経過	平成24年12月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第五十一 ^{すみほう} 住宝丸、298.37トン 124079、住宝丸活魚運搬株式会社 49.9m×7.6m×3.6m、鋼 ディーゼル機関、735kW、昭和55年2月 B 漁船 拓 ^{たくりょう} 漁丸、2.42トン EH3-51623（漁船登録番号）、個人所有 7.50m（Lr）×2.27m×0.65m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数45、昭和50年4月24日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 61歳 四級海技士（航海） 免 許 年 月 日 平成14年12月24日 免 状 交 付 年 月 日 平成24年7月17日 免状有効期間満了日 平成29年12月23日 B 船長B 男性 48歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免 許 登 録 日 昭和61年3月28日 免許証交付日 平成23年5月17日 （平成29年5月11日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷船尾部に割損
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、船長Aが、単独で船橋当直に当たり、諏訪埼南方沖を約235°（真方位、以下同じ。）の針路及び約8ノットの対地速力で手動操舵により航行した。

	<p>船長Aは、船首側魚倉を清掃するために同魚倉内の海水を抜いていたので、船首が数十cm浮上して船首方に死角を生じる状況であったが、船首が浮上する途中で前方を見て他船を認めなかったため、前方に他船はいないものと思い、船首を左右に振らずに航行した。</p> <p>A船は、南西進中、平成24年12月19日14時55分ごろ、ゼク岩灯標から183°1,400m付近において、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、諏訪埼南方沖において機関を停止し、船首を西方に向けて錨泊して一本釣り漁を行っていたところ、船長Bが、14時52分ごろ、右舷船尾後方約1,000m付近において、B船に向けて接近するA船を視認したが、A船はいずれ針路を変えてくれるものと思い、A船の動静を見ながら漁を続けた。</p> <p>船長Bは、A船がB船から約500m手前に至っても針路を変えないので危険を感じ、衝突直前、海に飛び込み、B船とA船とが衝突した。</p> <p>A船は、泳いでいた船長Bを救助し、海上保安庁やB船所属の漁業協同組合等に連絡後、B船をえい航して八幡浜市八幡浜港に入港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.0～1.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、次の航行や活魚の積込みが待っているため、日頃から航行中に魚倉を清掃していた。</p> <p>船長Aは、1.5海里レンジとしたレーダーを使用し、少し白波が立っていたため、レーダー画面がよく映らない状況であったが、前方に他船はいないものと思い、微調整を行っていなかった。</p> <p>B船は、船首側から鉄製約30kgの錨を2個投入し、アンカーロープを各約50m伸出していた。</p> <p>B船は、汽笛がなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、諏訪埼南方沖を南西進中、船長Aが、船首浮上により船首方に死角を生じる状況であったが、船首が浮上する途中で前方を見て他船を認めなかったため、前方に他船はいないものと思い込み、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、前方で錨泊中のB船に接近し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、諏訪埼南方沖において一本釣り漁を行いながら錨泊中、船長Bが、B船に向けて接近するA船を視認した際、A船はいずれ針路</p>

	<p>を変えてくれるものと思い込み、一本釣り漁を続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、諏訪埼南方沖において、A船が南西進中、B船が錨泊中、船長Aが船首方の死角を補う見張りを行わず、また、船長Bが一本釣り漁を続けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船長Bは、本事故後、次の改善措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を着用すること。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操船者が見張りの位置を離れる場合は、他の乗組員を見張りに就けること。 ・航行中に船首が浮上して船首死角が生じる場合には、船首を左右に振ったり、他の乗組員を船首に配置したりし、船首死角を補う見張りを行うこと。 ・海面反射などの影響によりレーダー画面に障害が出た場合は、調整を行うこと。 ・汽笛を有しない船舶は、有効な音響による信号を行うことができる他の手段を講じ、漂泊中又は錨泊中に接近する船舶を認めた場合には、当該手段により注意を喚起すること。